

様式第2号（政務活動実施報告書）

29年 10月 27日

井原市議会議長

西田 久志 様

井原市議会議員 多賀 信祥

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成29年10月13日（金）～14日（土）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	福島県福島市野田町1丁目10-41 ウェディングエルティ
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	自治振興セミナー 福島県地方6団体・一般財団法人 地方自治研究機構
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	佐藤文俊 佐々木信夫 大南信也
5. 活動内容	セミナーの受講

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

10月13日13:00～（福島市ウェディングエルティ）

自治振興セミナー

福島県地方6団体・一般財団法人 地方自治研究機構

前総務事務次官

佐藤文俊<地方行財政の課題>

(1)地方財政の課題

今後プライマリーバランスの健全化を議論する際に基礎自治体の積立金残高に対する議論も深まって行くと考えられる。

(2)地方税制の課題

大きなテーマとして税の偏在是正の問題がある。

消費税の偏在是正の問題については常に目を向け、議論を続けるべきである。

また、新たな森林環境税についても同様の見地を進めるべきである。

ふるさと納税についてはこの問題に対して有効な手段と考えられるが、内容の調整を常に研究して行くべきである。

(3)地方行政の課題

マクロ的視点において、圏域作りに取り組んで行く必要がある。

ミクロの観点からは、地域運営組織を法人化し継続的な運営を前提として法制化し現状と整合性を持たせて行くことが重要である。

中央大学大学院経済学研究科教授

佐々木信夫<持続可能な地域づくりー人口減少時代の自治のあり方>

自治は、制度・運用・意識によって成り立つ。

2000年の分権改革による議会のあり方の変化を研究し、現行制度の欠点を研究するべきである。

（議員監査制度により予算決算の際の議会のチェックの役割が薄れていることを例として）

分権改革によって行政委託事務主体であったものが法定委託事務主体に移行したことをしっかりと理解し議会のあり方を考えるべきである。

認定非営利活動法人グリーンバレー理事長

大南信也<創造的過疎から考える地方創生（徳島県神山町の取組み）>

直面する問題を解決しようとする際、短期での成果を求めすぎることよりも時間軸をながくとることも重要である。

アイデアキラー（他の意見を尊重せずアイデアを壊す人）は存在悪である。

できない理由をあげるのではなく、出来る方法を考えとにかく始めることが重要である。

テーマを決め、出来ることはつきつめてとことんやってみることが重要である。

所感

佐藤氏、佐々木氏においては国の行財政、地方自治のあり方、そして全体の大きな流れを理解し、議会において研究・審議して行くことが重要であるとの講演をいただいた。

基礎自治体の人口規模・地理的要因、議会の歴史、その土地の慣習・風土が大きく関係してくるが、制度や取り組み方という点で井原市議会も変化が必要であると感じた。大南氏の講演でもテーマとなったが本市でいう協働の取組みが柱となることも実感した。

その協働については、行政職員と住民との意識の統一が不可欠であるが、本市の現状は仕組みとしては成り立っているが、期待をする効果を発揮する内容ではないと考える。

このことについて、研究・検討をして行く必要があると感じた。